# 品目別輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱

制定 平成28年10月11日付け28政統第941号 農林水産事務次官依命通知

(通則)

第1 農林水産大臣は、品目別輸出促進緊急対策事業実施要綱(平成28年10月11日付け28 政統第940号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に基づいて行う事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち補助金交付の対象として農林水産大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)に対し、予算の範囲内において、事業実施主体(実施要綱第2に規定する事業実施主体をいう。以下同じ。)に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第899号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第900号)の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助率及び流用の禁止)

第2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表1に定めるところによるもの とし、同表の区分の欄に掲げる事業に係る補助金は相互流用してはならないものとす る。

## (申請手続)

- 第3 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条に基づく交付申請書の様式 は、別記様式第1号のとおりとし、事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする ときは、別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲 げる者(以下「交付決定者」という。)に交付申請書正副2部を提出しなければなら ない。
  - 2 事業実施主体は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

### (交付申請書の提出期限)

第4 規則第2条に規定する大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者が別に通知する日までとする。

## (交付決定の通知)

第5 交付決定者は、第3第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の

上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体 に補助金の交付決定の通知を行うものとする。

### (申請の取下げ)

第6 事業実施主体は、適正化法第9条第1項及び規則第4条の規定により交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を交付決定者に提出しなければならない。

### (契約等)

- 第7 事業実施主体(地方公共団体を除く。以下第7において同じ。)は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、交付決定者に届け出なければならない。
  - 2 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、 一般の競争に付さなければならない。ただし、当該補助事業の運営上、一般の競争に 付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をするこ とができる。
  - 3 事業実施主体は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

### (計画の変更、中止又は廃止の承認)

- 第8 事業実施主体は、規則第3条第1号の規定に基づき交付決定者の承認を受けようと する場合には、別記様式第3号により変更承認申請書正副2部を交付決定者に提出し、 承認を得なければならない。
  - 2 交付決定者は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更 し、又は条件を付することができる。

# (軽微な変更)

第9 規則第3条第1号イ及び口に規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表1 の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

# (事業遅延の届出)

第10 事業実施主体は、規則第3条第2号の規定に基づき交付決定者の指示を求める場合 には、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難 となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を交付決定者に提出し なければならない。

## (概算払)

第11 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、 別記様式第4号の概算払請求書正副2部を交付決定者及び官署支出官に提出しなけれ ばならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただ し書に基づく財務大臣との協議が調った日以降とする。

# (状況報告)

第12 適正化法第12条の規定に基づく報告について、事業実施主体は、補助金の交付の決定のあった年度の各四半期(第4・四半期を除く。)の末日現在において、別記様式第5号により補助金事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期終了後の翌月末までに

正副2部を交付決定者に提出して行うものとする。ただし、別記様式第6号の概算払請求書兼遂行状況報告書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

2 前項に定めるもののほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るため必要がある と認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求め ることができる。

### (実績報告)

- 第13 規則第6条第1項に規定に基づき、本事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに、別記様式第7号による実績報告書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。
  - 2 第3第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を 提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合に は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
  - 3 第3第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税 仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第8号の消費税仕入控除 税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を 受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該年度の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

### (補助金の額の確定等)

- 第14 交付決定者は、第13第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知する。
  - 2 交付決定者は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既 にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を 命ずるものとする。
  - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつこの期限により難い場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (交付決定の取消等)

- 第15 交付決定者は、第8の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
  - (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必

要がなくなった場合

- 2 交付決定者は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対 する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還 を命ずるものとする。
- 3 交付決定者は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を 命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、 年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項の補助金」とあるのは、「第15第2項に基づく補助金の返還及び第15第3項の加算金の納付」と読み替えるものとする。

## (財産の管理等)

- 第16 事業実施主体は、補助対象経費(補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
  - 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

### (財産処分の制限)

- 第17 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により農林水産大臣が定める 財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とす る。
  - 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条により定める処分制限期間(以下「処分制限期間」という。)とする。
  - 3 事業実施主体は、処分制限期間において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
  - 4 前項の承認については、第16第2項の規定を準用する。

### (補助金の経理)

- 第18 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の 収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
  - 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について規則第3条第4号に基づき、その支 出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに、補助事業の完了の日の 属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
  - 3 事業実施主体は、取得財産等について処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

# (補助金調書)

第19 事業実施主体(地方公共団体に限る。)は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による補助金調書を作成しておかなければならない。

### (交付決定額の下限)

第20 交付決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、交付先の選定を公募により行う場合及び交付決定者が特に必要と認める場合については、この限りでない。

## (報告)

第21 事業実施主体のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人

及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人にあっては、当分の間、 この補助金に係る補助金等支出明細書(別記様式第11号)を作成し、別に作成する 「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付し た上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度 の翌年度の6月30日までに交付決定者に報告するものとする。

# 附則

この要綱は、平成28年10月11日から施行する。

別表1 (第2、第9関係)

E V	vy de	.t. 11 44	重要な	、変 更
区分	経費	補助率	経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 コメ・コメ 加工品輸出特別支援事業	1 輸出に取り組む事業者が 行う取組に要する経費 (1) 備品費及び借上費 (2) その他の経費 2 日本産コメ・コン 日本プリーンの経費 3 海外規制への対応に要する経費 (1) 外国当局との協議及 を担等に関する経費 (2) 海外規制に対応する機械・施設の改良等に要する経費 (2) 海外規制に対応する機械・施設の改良等に要する経費	1/2以内 定額 定額 定額 1/2以内	1 経費の欄に掲げる 1(1)及び3(2)の 経費の相互間における30%を超える 増減 2 経費の欄に掲げる 1(2)、2及び3 (1)の経費の相互間における30%を超える増減 3 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減	<ol> <li>事業の追加、中止又は廃止</li> <li>事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</li> <li>事業費又は国庫補助金の30%を超える減</li> </ol>
2 青果物輸出特別支援事業	1 植窓 (1) 要複数 (2) 要 が (3) で (4) で (5)	1/2以内	1 経費の欄に掲げる 1 (1)、1 (2)ア、 2 (1)、4及び5 (1)の経費の相互間における30%を超える増減 2 経費の欄に掲げる 1 (2)イ、2 (2)、 3及び5 (2)の経費の相互間における30%を超える増減 3 補助率が異なる経費である。 費ごとの相互間におけるける。 30%を超える増減	<ol> <li>事業の追加、中止又は廃止</li> <li>事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</li> <li>事業費又は国庫補助金の30%を超える減</li> </ol>
3 日本産花き 輸出促進緊 急対策事業	1 輸出先国におけるプロモ ーション活動強化事業に要 する経費 (1) 検討会の開催	定額	1 経費の欄に掲げる 1から3までの経 費の相互間におけ る増減	1 事業の追加、中 止又は廃止 2 事業費の30%を

	(2) アンテナショップ等の 設置、運営及び広報活等の (3) アンケート調査等の 施 2 いけばなイベントを活する した輸出促進事業に要けるの開催 (2) いけばな本産花材等の開催 (2) いけばな本産でおります。 用する日本では、 (3) 計調査 3 輸出向け統正事業にの 上、 、資材の対策に を費 (1) 検討会の開催 (2) 資材の試作 (3) 輸出物流実証	定額	2 経費の欄に掲げる 1(1)から1(3)まで、2(1)から2 (3)まで及び3(1) から3(3)までのそれぞれの経費の相 互間における30% を超える増減	超える増又は国庫補助金の増 3 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
4 茶輸出特別支援事業	<ol> <li>茶産地海外展開に要する経費</li> <li>輸出相手国における日本茶プロモーション活動強化に要する経費</li> <li>新たな抹茶加工技術の実証に要する経費(1)農業機械等のリース導入(2)検討会等の開催</li> <li>輸出相手国における残留農薬基準の設定に要する経費</li> </ol>	定額 定額 1/2以内 定額 定額	1 経費の欄に掲げる 1、2、3(2)及び 4の経費の相互間に おける30%を超える 増減 2 経費の欄に掲げる 3(1)の経費の30%を 超える増減 3 補助率が異なる経 費ごとの相互間にお ける経費の増減	<ol> <li>事業の追加、中 止又は廃止</li> <li>事業費の30%を 超える増又は国庫 補助金の増</li> <li>事業費又は国庫 補助金の30%を超 える減</li> </ol>
5 農産物輸出コスト低減対策特別支援事業	1 輸出に適合 したいの利用を持続体系の 記にというでする。 1 したい利用 を	定額定額定額定額	<ol> <li>経費の欄に掲げる         <ul> <li>(1)のアからエまでの経費の相互間における30%を超える増減</li> </ul> </li> <li>2 経費の欄に掲げる(2)のア及びイの経費の相互間における30%を超える増減</li> </ol>	<ol> <li>事業の追加、中止又は廃止</li> <li>事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</li> <li>事業費又は国庫補助金の30%を超える減</li> </ol>

	イ 温室の設計指針の策 定に必要なデータ整備 に要する経費  2 輸出を目指す産地間での 農業機械シェアリングの導 入促進に要する経費 (1) 事業推進検討会の開催 に要する経費 (2) 調査の実施に要する経 費 (3) 農業機械シェアリング 実証の実施に要する経 費 イ その他の経費 (4) 報告書の作成及び実証	定額 定額 定額 1/2以内 定額 定額	1 経費の欄に掲げる (1)、(2)、(3)イ及 び(4)の経費の相互 間における30%を 超える増減 2 経費の欄に掲げる (3)アの経費の30% を超える増減 3 補助率が異なる経 費ごとの相互間に	1 事業の追加、中 止又は廃止 2 事業費の30%を 超える増又は国庫 補助金の増 3 事業費又は国庫 補助金の30%を超 える減
	報告会の開催に要する経費 3 輸出に取組む産地の低コスト生産技術や品質・する経費 (1)情報共有ネットワークの構築に要する経費 (2)輸出に向けた生産立スト低減技術体系の確立スト低減技術体系のと要する経費アークの導入及び音別というである。 アークの導入及び音とである経費アークの導入及び音をできる経費アークの終費する経費	定額 1/2以内 定額	おける経費の増減 経費の欄に掲げる (2)のア及びイの経費 の相互間における経費 の増減	1 事業の追加、中 止又は廃止 2 事業費の30%を 超える増又は国庫 補助金の増 3 事業費又は国庫 補助金の30%を超 える減
	4 青果物低コスト・安定輸送技術導入実証支援事業に要する経費 (1)検討会開催に要する経費 (2)青果物の低コスト輸送技術の実証に要する経費 (3)青果物の安定貯蔵技術の実証に要する経費	定額定額	経費の欄に掲げる (1)から(3)までの経費 の相互間における30% を超える増減	<ol> <li>事業の追加、中止又は廃止</li> <li>事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</li> <li>事業費又は国庫補助金の30%を超える減</li> </ol>
6 畜産物輸出特別支援事業	1 日本産畜産物の需要の裾 野を広げる取組に要する経費 (1) 畜産物を用いた新たな 高級料理市場を開拓に要 する経費 (2) (1)の事業のうち、商談 等を目的とする場合の経 費 (3) インバウンド需要によ る輸出拡大に要する経費 2 海外でのプロモーション 活動の強化に要する経費	定額 1/2以内 定額 定額	<ol> <li>経費の欄に掲げる 1の(1)、1の (3)、2、3及び4 の経費の相互間に おける30%を超え る増減</li> <li>経費の欄に掲げる 1の(2)の経費の30 %を超える増減</li> <li>補助率が異なる経 費ごとの相互間に おける経費の増減</li> </ol>	<ol> <li>事業の追加、中 止又は廃止</li> <li>事業費の30%を 超える増又は国庫 補助金の増</li> <li>事業費又は国庫 補助金の30%を超 える減</li> </ol>

1	1	I	I	i i
	3 海外・外国人への情報発 信等の取組に要する経費	定額		
	4 流通コスト低減のための 技術開発・実践的調査に要 する経費	定額		
7 木材製品輸出特別支援事業	1 日本産木材製品のブランド化と新たな輸出先国等における販売促進に要する経費(1)日本産木材製品のブランド化に要する経費(2)新たな輸出先国等における販売促進に要する経費	定額	経費の欄に掲げる1 (1)及び(2)の経費の相 互間における30%を超 える増減	<ol> <li>事業の追加、中 止又は廃止</li> <li>事業費の30%を 超える増又は国庫 補助金の増</li> </ol>
	2 木材輸出のポテンシャル に関する市場調査に要する 経費	定額		3 事業費又は国庫 補助金の30%を超 える減
8 水産物輸出促進緊急推進事業	1 輸出促進機器整備事業に 要する経費 (1) 機器整備費 計画的な輸出に取り組む水産加工業者等に対し、輸出先国の品質・衛生条件への適合に必要な機器整備に要する経費 (2) 管理運営費	1/2以内	経費の欄に掲げる (1)及び(2)の経費の相 互間における経費の増 減	<ol> <li>事業の追加、中 止又は廃止</li> <li>事業費の30%を 超える増又は国庫 補助金の増</li> <li>事業費又は国庫 補助金の30%を超</li> </ol>
	(2) 官理連昌賞 (1)に係る事務を行うための経費	<b>上</b> 領		補助金の30%を超 える減
	2 海外市場開拓推進事業に 要する経費 (1) 海外市場開拓に向けた 国内体制強化事業費 水産加工業者等と輸出 業者を交えた検討会(今 後どのような品目を輸出 していくかなどについて 検討)の開催に要する経 費	定額	<ol> <li>経費の欄に掲げる         <ul> <li>(1)、(2)ア、(2)イ及び(3)の経費の相互間における経費の30%を超える増減</li> </ul> </li> <li>2 経費の欄に掲げる(2)ウの経費からそれ以外の経費への増</li> </ol>	<ol> <li>事業の追加、中止又は廃止</li> <li>事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</li> <li>事業費又は国庫補助金の30%を超える減</li> </ol>
	(2) 輸出促進活動費 ア 海外マーケットの調 査費 輸出先国における水 産物の流通状況、消費 者の嗜好、競合品の販 売状況、輸出先国が求 める衛生条件、現地の バイヤーの情報等に係 る調査の実施に要する 経費	定額		
	経質 イ 海外への日本産水産 物のプロモーション活 動費	定額		

(1)で検討した内容を ない。 (1)で検討したフレートの で検討したフレールの ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	1/2以内 定額		
3 輸出重要水産物安定生産 確保事業に要する経費 (1) 無料搭載型洗浄機導入 評価委員会費 (2) の導入を実施するための護子を実施するための経費 (2) がでするための経費 (2) 支援事業材としてのデがの経事業費 輸出待される養殖生で、がの安定取り組む、が安定の組む、が安定の組む、が方がの経いである。 業者に対し、でいる。 でいる。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	定額 1/2以内	<ol> <li>経費の欄に掲げる(2)の経費から(1)の経費への増</li> <li>経費の欄に掲げる(1)の経費から(2)の経費への30%を超える増</li> </ol>	<ol> <li>事業の追加、中止又は廃止</li> <li>事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</li> <li>事業費又は国庫補助金の30%を超える減</li> </ol>

# 品目別輸出促進緊急対策事業に係る交付決定者

事業実施主体の区分	交付決定者
コメ・コメ加工品輸出特別支援事業の事業実施主体	農林水産大臣
青果物輸出特別支援事業の事業実施主体	農林水産大臣
日本産花き輸出促進緊急対策事業の事業実施主体	農林水産大臣
茶輸出特別支援事業の事業実施主体	
茶産地海外展開支援事業の事業実施主体 輸出相手国における日本茶プロモーション活動強化支援事業 の事業実施主体 新たな抹茶加工技術の実証支援事業の事業実施主体	地方農政局長(沖縄県に あっては内閣府沖縄総合事 務局長)
輸出相手国における残留農薬基準の設定支援事業の事業実施 主体	農林水産大臣
農産物輸出コスト低減対策特別支援事業の事業実施主体	
輸出相手国の規制に適合した低コスト防除体系や低コスト資材の利用技術の実証支援事業の事業実施主体 輸出を目指す産地間での農業機械シェアリングの導入促進支援事業の事業実施主体 輸出に取組む産地の低コスト生産技術や品質・規格の均一化の指導支援事業の事業実施主体	農林水産大臣
青果物低コスト・安定輸送技術導入実証支援事業の事業実施 主体	地方農政局長(沖縄県に あっては内閣府沖縄総合事 務局長)
畜産物輸出特別支援事業の事業実施主体	農林水産大臣
木材製品輸出特別支援事業の事業実施主体	農林水産大臣
水産物輸出促進緊急推進事業の事業実施主体	農林水産大臣
<u> </u>	1

# 別記様式第1号(第3関係)

# 平成○○年度品目別輸出促進緊急対策事業補助金交付申請書

番 号 日

農林水産大臣 殿 別表2の左欄に掲げる事業実施 主体の区分に応じ、それぞれ同表 右欄に掲げる者

> 所在地 団体名 代表者の役職及び氏名

囙

平成○○年度において、平成○年○月○日付け○○第○○号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので、品目別輸出促進緊急対策事業交付要綱第3の規定に基づき、下記のとおり補助金○○,○○○円の交付を申請する。

記

区分	補助事業に要する経 費 (A+B)		E区分 その他 (B)	備考
	円	円	円	
合 計				

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

# (要領)

- 1 計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正した該当資料ページを添付して提出すること。
- 2 1により、計画承認の事業内容から変更して交付申請書を提出する場合は、本文中の「平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので」を「平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認通知があった事業計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とすること。
- 3 申請の際には以下の書類を添付すること。なお、事業計画書に添付したものから 変更がない場合は省略することができる。
- (1) 定款、規約等及び収支予算(又は収支決算)
- (2) 外部へ委託する場合は、その委託契約書案
- (3) その他交付決定者が必要とする資料

# 契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

[事業実施主体] 殿

所 在 地 商号又は名称 代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注1) ○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- (注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、 地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。 ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府 沖縄総合事務局を含む。
- (注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び 公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた 者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域 における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。 なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当

な期間を経過した場合は、この限りでない。

## 平成○○年度品目別輸出促進緊急対策事業補助金変更承認申請書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿 別表2の左欄に掲げる事業実施 主体の区分に応じ、それぞれ同表 右欄に掲げる者

> 所在地 団体名 代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により別添のとおり変更したいので、品目別輸出促進緊急対策事業交付要綱(平成28年10月11日付け28政統第941号農林水産事務次官依命通知)第8の規定に基づき申請する。

記

# 変更の理由

- (注) 1 交付決定を受けた計画書の変更箇所を加筆修正した該当資料ページを添付して提出すること。
  - なお、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
  - 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「○○事業変更承認申請書」を「○○事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記の理由により別添のとおり変更したいので、品目別輸出促進緊急対策事業交付要綱第8の規定に基づき申請する。」を「下記の理由により別添のとおり変更したいので、品目別輸出促進緊急対策事業交付要綱に基づき、補助金○○○円を追加交付されたく申請する。」とする。
  - 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「中止又は廃止承認申請書」と、「変更」を「中止又は廃止」と置き換えること。

# 平成○○年度品目別輸出促進緊急対策事業補助金概算払請求書

番 号 日

農林水産大臣(別表 2) 殿 官署支出官

東北・関東・九州農政局及び沖縄総合事務局は総務部長

北陸・東海・近畿・中国四国農政局は総務管理官

本省は予算課経理調査官 林野庁は林野庁長官

水産庁は水産庁長官

所在地 団体名 代表者の役職及び氏名

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、交付要綱第11の規定に基づき、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成〇年〇月〇日現在

区分	補助事業なる経	( A ) 国庫補 助金	(B) 既受領額			C) 請求額	(A)	-((B)+ (C)) 残額	事業完 了予定 年月日	備考
	費		金額	出来高	金額	<ul><li>○月○</li><li>日迄</li><li>定出来</li><li>高</li></ul>	金額	〇月〇日 迄予定出 来高		
	円	円	田	%	田	%	円	%		
計										

- (注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
  - 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
  - 3 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

# 別記様式第5号(第12関係)

# 平成〇〇年度品目別輸出促進緊急対策事業補助金遂行状況報告書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿 別表2の左欄に掲げる事業実施 主体の区分に応じ、それぞれ同表 右欄に掲げる者

> 所在地 団体名 代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、品目別輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱(平成28年10月11日付け28第941号農林水産事務次官依命通知)第12の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事では○年○年○年○年○年でに完け		行 状 況 平成 年 に実施する	備考	
	77.7.7	事業費	出来高比率	事業費	事業岩月	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別表の経費の欄に掲げる経費毎に記載すること。
  - 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

# 別記様式第6号(第12関係)

平成〇〇年度品目別輸出促進緊急対策事業補助金概算払請求書兼遂行状況報告書

 番
 号

 年
 月

 日

農林水産大臣(別表2)

官署支出官

東北・関東・九州農政局及び沖縄総合事務局は総務部長

北陸・東海・近畿・中国四国農政局は総務管理官

本省は予算課経理調査官

林野庁は林野庁長官

水産庁は水産庁長官

所在地

団体名

代表者の役職及び氏名

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定の通知があったこの事業について、品目別輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱(平成28年10月11日付け28政統第941号農林水産事務次官依命通知)第12の規定に基づき、平成〇〇年〇月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて金○○円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成○○年○月○日現在

区分	補事業に要	(A) 国庫 補助	既	(B) 既受領額		遂行状 況報告 今回			(C) 請求額	(	((B)+ C)) 残額	事業完 了予定 年月日	備考
	する	金	事	<b>美</b> 出 尹	K	平成〇	事	業	〇月〇日	事業	〇月〇日	, , , , ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	経費		費	高		年〇月	費		迄予定出	費	迄予定出		
						末日の			来高		来高		
						出来高							
	円	円		9	%	%		円	%	円	%		
計													

- (注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を 添付すること。
  - 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
  - 3 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

## 平成○○年度品目別輸出促進緊急対策事業補助金実績報告書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

別表2の左欄に掲げる事業実施 主体の区分に応じ、それぞれ同表 右欄に掲げる者

> 所在地 団体名 代表者の役職及び氏名

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従って実施したので、品目別輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱(平成28年10月11日付け28政統第941号農林水産事務次官依命通知)第13第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

また、併せて精算額として下記のとおり補助金の交付を請求する。

記

品目別輸出促進緊急対策事業補助金

000円

### (要領)

- 1 事業の実績が、交付申請の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」旨加筆し、計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があった場合においては、交付決定を受けた計画書のコピーに変更箇所を 加筆修正し添付すること。
- 3 報告の際には以下の書類を添付すること。
- (1) 支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し、専門員等設置費、入札業務等実施費及び賃金を支出した場合には出勤簿及び業務日誌等の写しを添付すること。
- (2) 外部へ委託した場合で、交付申請時にその委託契約書の案を添付した場合は、委託 契約書の写しを添付すること。

平成○○年度品目別輸出促進緊急対策事業補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

別表2の左欄に掲げる事業実施 主体の区分に応じ、それぞれ同表 右欄に掲げる者

> 所在地 団体名 代表者の役職及び氏名

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった品目別輸出促進緊急対策事業補助金について、品目別輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱(平成28年10月11日付け28政統第941号農林水産事務次官依命通知)第13第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 金 円 (平成○○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還相当額(3-2)

Γ

金円

]

- (注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は全ての構成員分を 添付すること。
  - ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
  - ・付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
  - ・3の金額の積算内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。)
  - ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかにならない場合、その 状況を記載

(注)消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申 告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

- (注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は全ての構成員分を 添付すること。
  - ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
  - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)
  - ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

### 平成○○年度補助金等支出明細書

1.		金等の名称			
2.	事業	の目的及び内容			
	(1)	目的			
	(2)	具体的な内容			
3.	交东	† 先の特例民法法人の名			
称					
4.	交付	実績額			千円(A)
5.	補助	金等における管理費			
	(1)	人件費			千円
		一般管理費			千円
	(3)	その他管理費			
		内容		金	額
					千円
					千円
					千円
		合 計			千円
		合 計			千円
6.		への支出			
	(1)	外部に再補助等されているものに関する支出			
		支 出 内 容 支 出	出 先	金	額
	-				千円
	-				千円
					千円
		合 計			千円(B)
	(2)	(1)以外の支出			
		支 出 内 容 支 出	出 先	金	額
	-				千円
					千円
	] -				
					千円
	_	合 計			
7.	その	他			千円 千円(B)
7.	その			金	千円 千円(B) 額
7.	その	他		金	千円 千円(B) 額 千円
7.	その	他		金	千円 千円(B) 額 千円 千円
7.	その	他 内 容		金	千円 千円(B) 額 千円 千円
		他		金	千円 千円(B) 額 千円 千円

#### (注)

- 1 「5.補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には、当該補助金等の事業に 携わる当該特例民法法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事 業について見込まれる一般管理費(賃借料、光熱水料費、租税公課等)を記入する。なお、 前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、 内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 2 「6.外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2)(1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該特例民法法人から第三者に交付されている補助金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりで

ある。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該特例民法法人から直接支出してない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。

〈「(2)(1)以外の支出」の具体例〉

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料/通訳料

- 3 「6.外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではな く、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるように 記入する。
- 4 「7.その他」については、「5.補助金等における管理費」、「6.外部への支出」に 該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6.(1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。

# 財産管理台帳

### 事業実施主体名

事業実施	事業実施年度 平成 年度		農林水産省所管補助金名													
	•	事	業	の 🏴	容 容		工	期	経 費	で の 画	己 分	処分制	限期間	処分の	)状況	
設備等名 称	事業種		事業主体	設備区分	設置場所	事業量	着 工 年月日	しゅん工 年月日	設備等費	負 担 交付金	区 分 その他	耐用 年数	処分制 限年月 日	承 認 年月日	処分の 内 容	摘要
	計															
	計															
	合	計														

- (注) 1 設備区分欄には、購入、改良、リースを記入すること。
  - 2 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
  - 3 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
  - 4 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
  - 5 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

### 別記様式第10号(第19関係)

平成〇〇年度 農林水産省所管

○ 補助金調書

	名 4			方 公		共			体		考			
補助金事業名	交付決 定の額	補助率	科目	歳 <i>力</i> 予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫助 金相当額	支出済額	歳 出 うち国庫補 助金相当 額	翌年度繰越額	うち国庫 補助金相 当額		
	円			円	円		円	円	円	円	円	円		

### 記載要領

- 1 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越(歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。)が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書()すること。